

暑中お見舞い申し上げます。猛暑の折、皆様方におかれましてはお体ご自愛下さいませようお祈り申し上げます。<6日 広島平和記念日、7日 立秋、9日 長崎原爆の日、11日 山の日、23日 処暑>

☆当事務所の夏季休業日 [8/11-8/15](#)

		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		



乗鞍 量平の魔王岳からの眺め

1. August ご案内・改正情報

① 基本手当の日額の変更

雇用保険の基本手当は、労働者が離職した場合に、失業中の生活を心配することなく再就職活動できるよう支給するものです。今回の変更は、基本手当の算定基礎となる「賃金日額」の上・下限額の引上げなどを内容とする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一部が8月1日に施行されること、また平成28年度の平均給与額（「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成27年度と比べて約0.41%上昇した（昨年は低下でした）ことに伴うものです。

- (1) 60歳以上 65歳未満 6,687円 → 7,042円 (+355円)
- (2) 45歳以上 60歳未満 7,775円 → 8,205円 (+430円)
- (3) 30歳以上 45歳未満 7,075円 → 7,455円 (+380円)
- (4) 30歳未満 6,370円 → 6,710円 (+340円)

高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額は 平成29年8月以後、339,560円→357,864円
 (60歳到達時賃金の上限も上がり 469,500円・・・支給がなかった方で支給開始の方があかも)

② 平成29年度 地域別最低賃金の改定の目安が決定され、Aランク（26円上昇）からDランク（22円上昇）までとなっており、愛知県はAランクで、10月から 845円+26円=**871円**となる見込みです。

③ 老齢年金を受け取るためには、**保険料納付済期間**（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、8月1日からは、**10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました**。実際は、前2か月分を偶数月に支給ですので、8月9月分が10月に支給となります。

※ (労使折半料率) 健康保険 49.6 (愛知) / 1000、介護保険 8.25 / 1000
 厚生年金保険 90.91 / 1000 雇用保険 3 / 1000 (建設業 4 / 1000)

2. 名言名句

どんな困難に直面しても、「ここから始まるのだ」と
 とらえ直すことができれば、私たちは必ず前進できます。

(日野原重明 医師)

3. 法改正等ワンポイント

今月から、「70歳以上」の高額療養費自己負担額の上限に関する規定が変わります。
 具体的には、ある程度以上の年収がある場合は、69歳以下と同じ自己負担額へ引き上げられます。
 変更は2段階で行なわれます。(裏面へ)

○見直し前（平成29年7月診察分まで）

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 +(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	12,000円	44,400円
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

○見直し後（平成29年8月診察分から）

適用区分		外来 (個人ごと)	ひと月の上限額 (世帯ごと)
現役並み	年収約370万円～ 標報28万円以上 課税所得145万円以上	57,600円	80,100円 +(医療費-267,000)×1% <多数回 44,400円 ※2>
一般	年収156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満(※1)	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <多数回44,400円 ※2>
低所得者	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

2018年8月分からは、さらに引き上げられ、「現役並み」については外来だけの上限額がなくなり、年収による区別が69歳以下と同様になり、上限額も69歳以下と同じになります。「一般」の外来について、上限額が「14,000円」から「18,000円」に上がります。

<70歳未満↓>

所得区分	自己負担限度額	多数該当
① 区分ア（標準報酬月額 83 万円以上の方） （報酬月額 81 万円以上の方）	252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
② 区分イ （標準報酬月額 53 万～79 万円の方） （報酬月額 51 万 5 千円以上～81 万円未満の方）	167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
③ 区分ウ （標準報酬月額 28 万～50 万円の方） （報酬月額 27 万円以上～51 万 5 千円未満の方）	80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
④ 区分エ （標準報酬月額 26 万円以下の方） （報酬月額 27 万円未満の方）	57,600 円	44,400 円
⑤ 区分オ（低所得者） （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400 円	24,600 円

4. 統計・情報

① 労働者が未払い賃金を請求できる権利が消滅する時効（消滅時効）について、現行の「2年（労基法115条）」という規定の見直しに向けた議論が厚生労働省の労働政策審議会で始まった。金銭の支払いを請求できる期限を「原則5年」に統一する改正民法が5月に成立したことを受けたもの。（7月13日）

② 勤務医の高額な年俸（1,700万円）に残業代が含まれるかどうか争われていた訴訟の上告審判決で、最高裁（第二小法廷）は、「年俸によって残業代が支払われたとはいえない」として、「残業代は年俸に含まれる」とした一審・二審の判決を破棄した。（7月7日）

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

ダイバーシティ・・・ご存じの方もいれば、「ダイバー？潜水士？シティー？都市？・・・」と首をかしげる方もいるのでは。昨今の英語のカタカナ専門用語？についてゆくのは大変です。意味は「多様性」などの意味を持つ英語。綴りは「diversity」。労働における「人材の多様さ」の概念などとして用いられます。経済産業省が『女性をはじめとする多様な人材の活躍は、少子高齢化の中で人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める「ダイバーシティ経営」を推進する上で、日本経済の持続的成長にとって不可欠です』と、ダイバーシティ推進支援をしています。

先月18日に105歳現役医師の日野原重明さんが亡くなりました。明治44年生まれで戦前・戦後を生きてこれ、1970年3月31日には「よど号ハイジャック事件」に遭遇3晩4日拘束されました。その様々な体験が医師としての使命につながっていたようです。以前に見たインタビューでは、毎年「新しい事を始める」が生きる秘訣のような事を話されていました。確か「ゴルフを90歳代後半から始めた！」そうです。衝撃でした。確かにゴルフは年を取ってもできるスポーツですが、イメージでは70代までかとも思ってしまいます。常に前を向いておられた日野原先生は、別次元の方だったのだと思います。・・・いつも「ここから始まるのだ！」